

令和8年4月1日～市役所の組織が変わります

本市における行政組織の機構改革については、平成23年度の部制導入以降は、平成25年度に「新病院整備課」新設、平成29年度に「子育て支援課」新設と併せ「医療対策課・新病院整備課」を廃止して以降、抜本的な改革は行っておりません。

しかしながら、多様化する行政課題や市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、より効率的、効果的な行政運営を目指すためには、部署の新設、廃止、統合、再編などにより、利便性が高く、市民にわかりやすい組織体制を構築することが求められています。

つきましては、令和8年4月1日より、機構改革を予定していますので、その概要について説明します。

【現 行】 3部 22課 13室 117係（部長職 4名 課長職 21名）

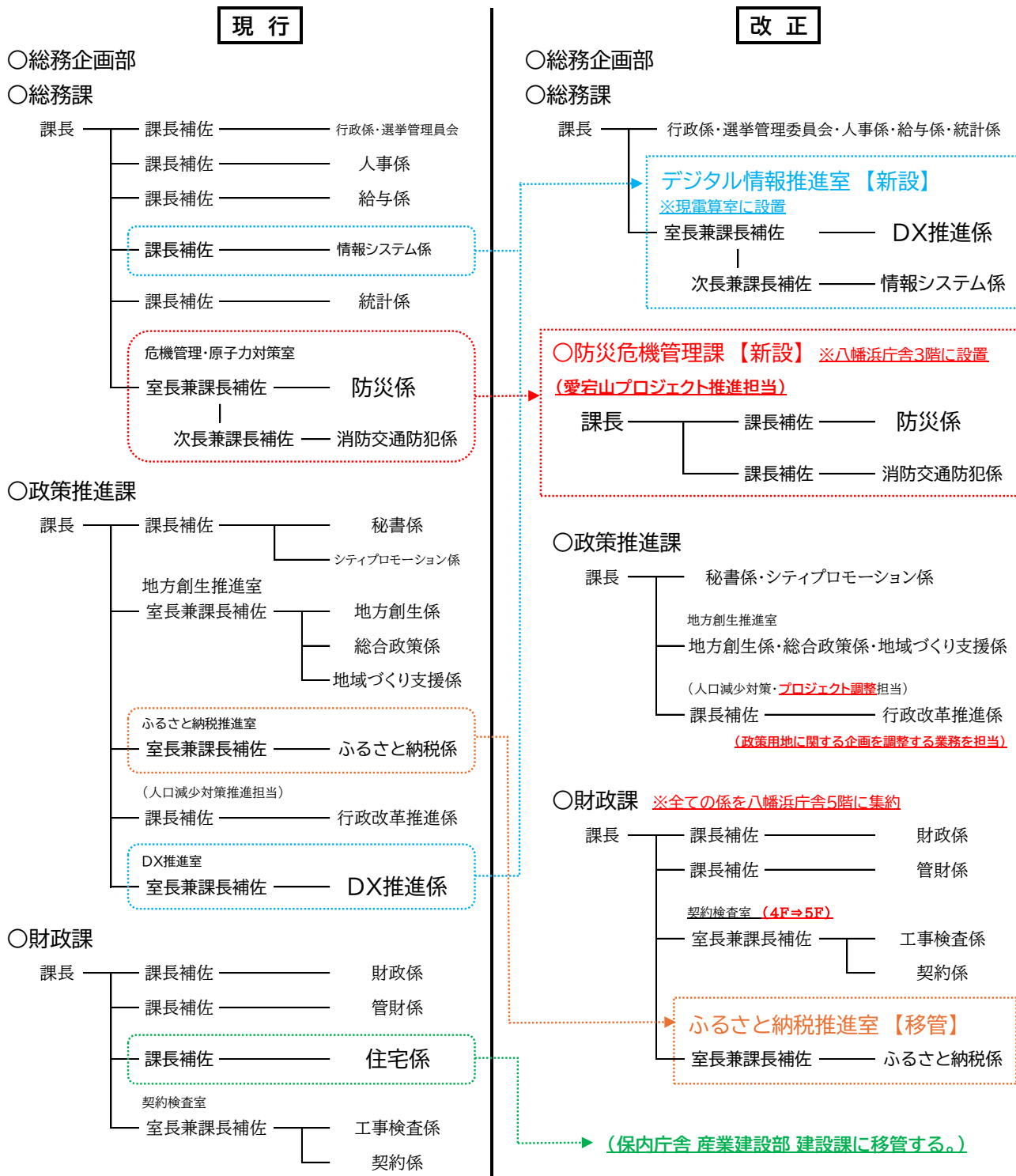
【改革案】 3部 **23課** **12室** **114係**（部長職 4名 **課長職 22名**）

※ 市立病院・教育委員会含む【()内派遣を除く】

○ 目次

- | | |
|---|----|
| 1. 大規模災害への防災対策強化を実現する体制
（「防災危機管理課」の新設 ※総務課から分離） | P2 |
| 2. 全庁的なDXの推進を実現する体制
（総務課「デジタル情報推進室」の新設） | P2 |
| 3. 健全な財政運営の確立を実現する体制
（政策推進課「ふるさと納税推進室」を財政課に編入等） | P2 |
| 4. 市民生活に不可欠なライフラインを将来にわたり
安定的に維持する体制
（「上下水道課」の新設 ※水道課・下水道課を統合） | P3 |
| 5. 市民の多様な学習ニーズや文化活動に、より
専門的に応える体制
（「文化振興課」の新設 ※生涯学習課から分離） | P4 |
| 6. 業務を集約し、一元的に各種政策を推進する体制
（農林課「国土調査係」を税務課に移管し、「固定資産税第2係」に変更）
（生涯学習課「人権教育係」を人権啓発課に移管）
（財政課「住宅係」を建設課に移管） | P5 |

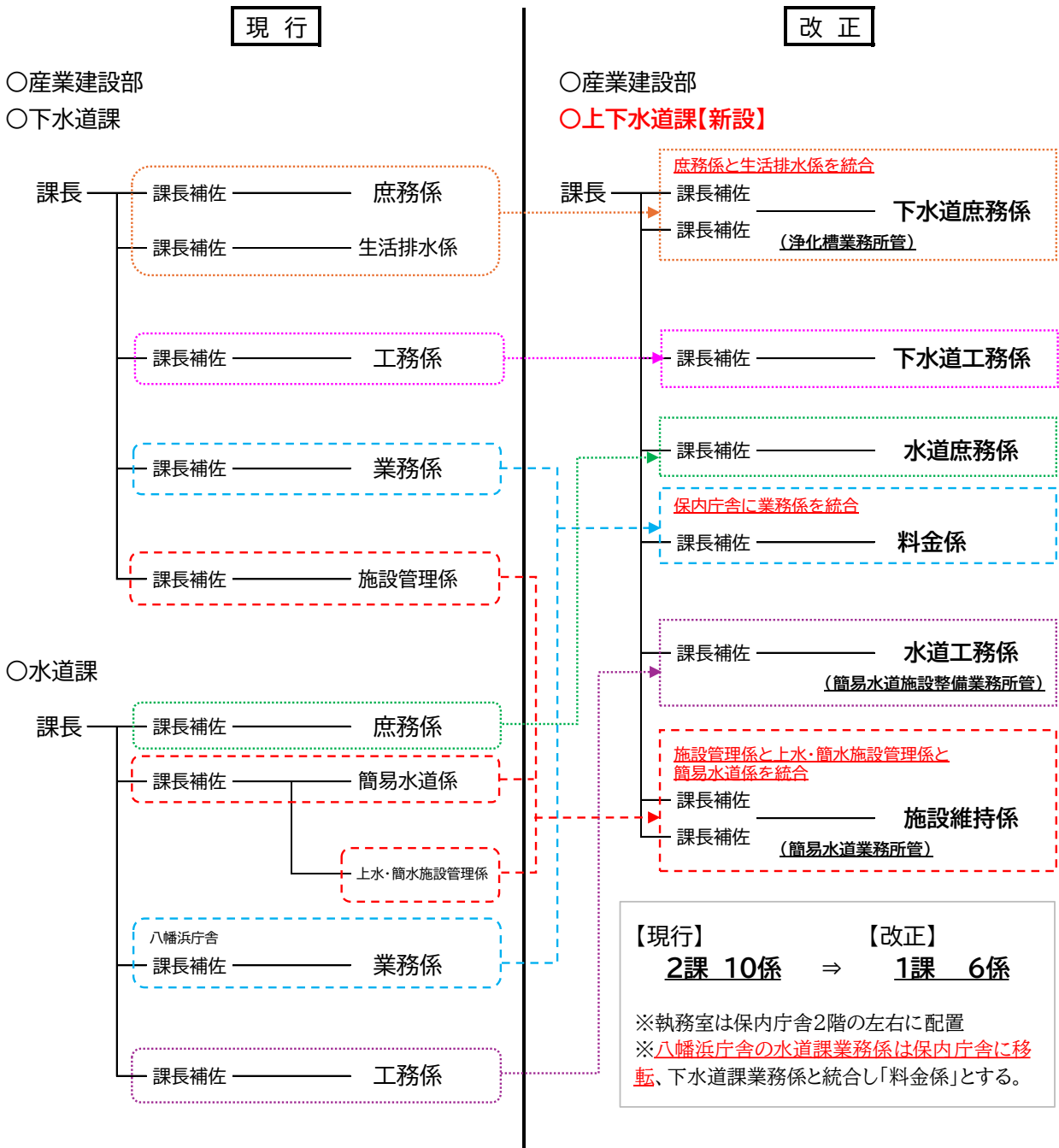
「大規模災害への防災対策強化」、「全庁的なDXの推進」、「健全な財政運営の確立」を実現する体制
 （「防災危機管理課」、「デジタル情報推進室」の設置等について）



【改革理由】

- ・「南海トラフ巨大地震」などの大規模災害に備えた事前復興計画の策定及び本市の重要施策である「愛宕山プロジェクト」を主導的に推進するため、「防災危機管理課」を設置する。合わせて、「愛宕山プロジェクト推進担当」を配置する。
- ・全庁的なDXを強力に推進する体制を構築するため、総務課に「デジタル情報推進室」を設置する。
- ・ふるさと納税を市の重要な財源として財政課で一元的に管理し、健全な財政運営を行う。合わせて、住宅係を建設課に移管する。
- ・政策推進課人口減少対策担当にプロジェクト・政策用地に関する企画を調整する業務を付与する。

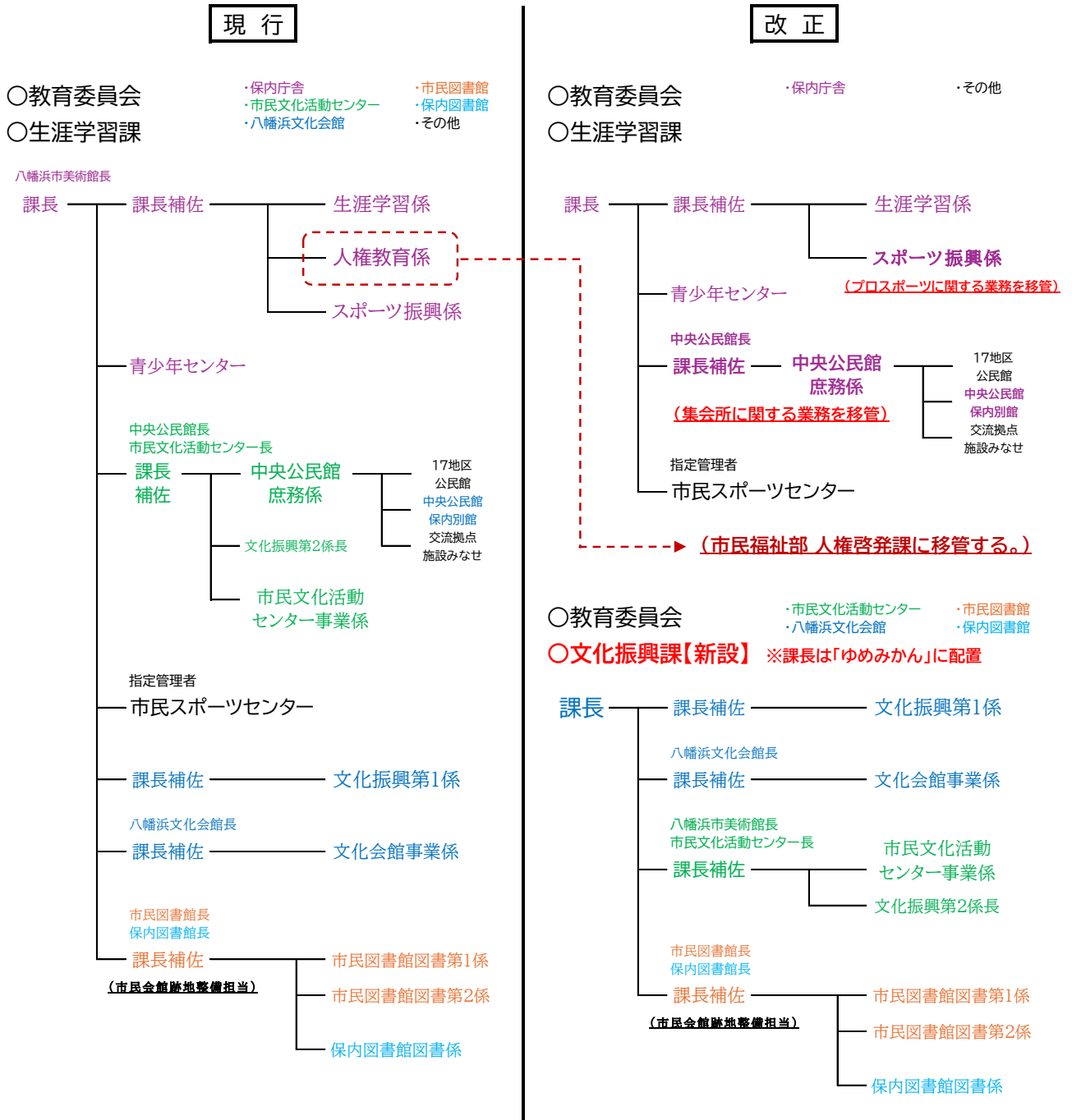
市民生活に不可欠なライフラインを将来にわたり安定的に維持する体制 （「上下水道課」の設置について）



【改革理由】

- ・ 市民生活に不可欠なライフラインを将来にわたり安定的に維持するため、水道課と下水道課を統合し、「上下水道課」を設置する。両事業は、ともに国土交通省の所管であり、同省の要請によって策定済みの「上下水道耐震化計画」をはじめ、一体的な事業推進が求められており、両課の統合により、災害対策や料金改定の検討などを効率的に進め、持続可能な上下水道システムの構築を図る。
- ・ 課の統合に合わせて、八幡浜庁舎に設置している水道課業務係を含めて係の再編を行う。これまで2課10系の体制で運営していましたが、今後は1課6係へとスリム化し、事務所を保内庁舎に設置する。これによって、関連業務の効率化が、より一層、図れるものと考えている。
- ・ 八幡浜庁舎における水道料金の収納は、市金庫で納付書によって収納する。納付書を持参していない場合は、会計課で納付書を発行する。

市民の多様な学習ニーズや文化活動に より専門的に応える体制 （「文化振興課」の設置について）



【改革理由】

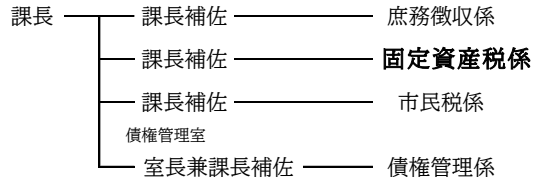
- ・市民の多様な学習ニーズや文化活動に、より専門的に応えるため、業務が多岐にわたる生涯学習課から文化振興部門を分離し、「文化振興課」を新設する。両課がそれぞれの分野における専門性を高め、市民サービスの質向上と効果的な事業展開を目指す。
- ・生涯学習課が所管していた「人権教育係」を人権啓発課に移管し、人権啓発と人権教育を一元的に推進する体制を構築する。
- ・政策推進課から、「プロスポーツ振興に関する業務」及び「集会所に関する業務」を生涯学習課に移管する。
- ・文化振興課長は、八幡浜市文化会館「ゆめみかん」1階事務所に配置する。

関連業務を集約し、一元的に各種政策を推進する体制 (各種業務の移管について)

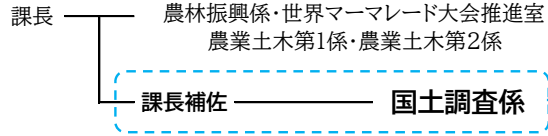
現 行

改 正

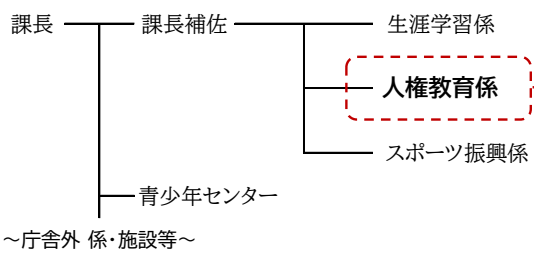
○総務企画部 税務課



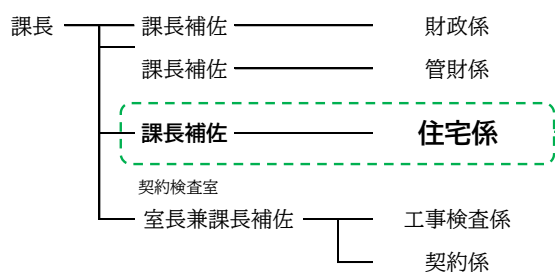
○産業建設部 農林課



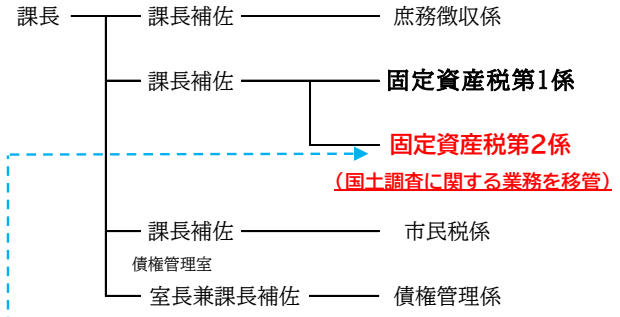
○教育委員会 生涯学習課



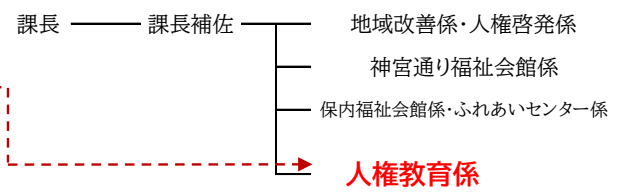
○総務企画部 財政課



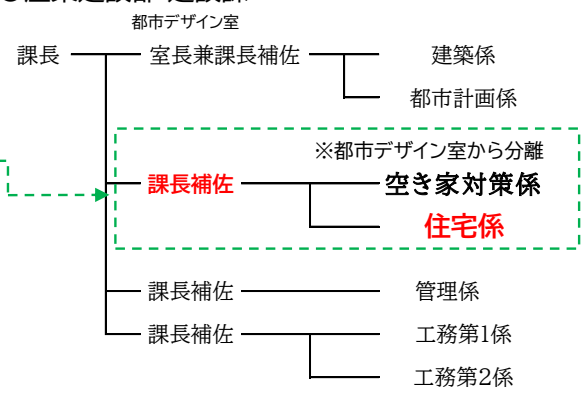
○総務企画部 税務課



○市民福祉部 人権啓発課



○産業建設部 建設課



【改革理由】

- ・農林課の「国土調査係」を税務課へ移管。約50年にわたる調査業務が完了したことを受け、残る業務は地籍図の管理・訂正などの限られた業務となることから、固定資産税業務と一体的に行うことで効率化を図る。これに伴い、既存業務を「固定資産税第1係」が担当し、移管業務を主に担当する「固定資産税第2係」を設置する。
- ・生涯学習課が所管していた「人権教育係」を人権啓発課に移管し、人権啓発と人権教育を一元的に推進する体制を構築する。
- ・財政課の「住宅係」を建設課へ移管。建築の専門部署に業務を集約することで、長期的視点に立った効果的な住宅政策を推進する。